JASE
現代性教育研究ジャーナル
MONTHLY JOURNAL of SEX EDUCATION TODAY

2021年
No. 120
2021年3月15日（毎月15日）発行

日本性教育協会
THE JAPANESE ASSOCIATION FOR SEX EDUCATION

〒112-0002 東京都文京区小石川2-3-23 春日尚学ビル Tel.03-6801-9307 Mail info_jase@faje.or.jp URL https://www.jase.faje.or.jp 発行人 石川哲也 編集人 中山博邦
© JASE. 2021 All Rights Reserved. 本ホームページに掲載している文章、写真等すべてのコンテンツの無断複写・転載を禁じます。

contents

SEE性教育アカデミー 2020報告 …… 1
日本性教育協会との30年 …… 7
30年間の性的マイノリティとの関わり …… 12
性教育と教科書 …… 15
「ありのままのわたしを生きる」ために・その後⑦ …… 17
思いこみのめがね㊱ …… 18
多様な性のゆくえ㊼ …… 19
今月のブックガイド …… 20
JASEインフォメーション …… 21

◉ SEE 性教育アカデミー 2020 報告

〈教育・支援〉を再考するワークショップ
性教育をめぐる哲学的対話

SEE 共同代表、大阪大学大学院准教授 野坂 祐子

なぜ、今、哲学的対話？

「性教育ブーム」と言えるほど、今、書店には性教育関連の書籍が並び、テレビでは性教育をテーマとした特集番組が放映され、Web でのコンテンツも充実しつつある。どれも明るく、楽しい雰囲気で性を語りながら、子どもたちの性の安全や健康のリスクについて言及するものだ。これまでの「学校まかせの性教育」から「おうち性教育」に向けて、親子で性について語るためのヒントが求められている時代ともいえよう。

性について親子で学ぼう、子どもたちに正しい知識を教えよう――こうしたメッセージが溢れるなかで、改めて、性教育で何を〈学ぶ〉のか、知識の〈正しさ〉とは何かを考えてみたい。そして、教える学習から〈対話（ダイアログ）〉による学び合いと関係づくりの可能性を探りたい。そんな主旨で、SEE（Sexuality Education & Empowerment）では、日本性教育協会（JASE）の協賛により「〈教育・支援〉を再考するワークショップ　性教育をめぐる哲学的対話」を開催した。

本企画は、2020 年 3 月に対面形式で予定していたものがコロナ禍の活動自粛要請で延期となり、オンライン形式に変更して 2021 年 1 月 24 日（日）に行われたものである。10 時から 17 時の 7 時間（休憩含む）にわたり、SEE の前身である関西性教育研修セミナーの第 1 回研修の講師であった藤岡淳子さん（大阪大学大学院教授）をお招きし、各講義のあとに SEE スタッフと講師の〈対話〉を挟みながら進められた。講義後には、受講者同士のグループワークが行われ、さらに〈対話〉を重ねる場を設けた。約 50 名の参加者とともに学んだセミナーの内容を報告する。

「正しい知識・正しい理解」をめぐる哲学的問い

まず、東優子（SEE 共同代表、大阪府立大学教授）から、本企画の主旨である「性教育を〈再考〉するための哲学的問い」として「正しい知識・正しい理解」にまつわる講義がなされた。

はじめに、2017年8月にSEEが主催した海外スタディツアーで訪問したフィンランドの、国家教育委員会のスローガン“From what-to-learn to how-to-learn（「何を学ぶか」から「どう学ぶか」へ）”が紹介された。北欧では、教育界全体の新しい潮流を踏まえ、性教育のアプローチにも変化がみられるという。トンミ・パーラネンさん（SEE性教育アカデミー2018講師）によると、教育者の価値観の教え込みから「価値ニュートラルな態度」が求められるようになり、子どもにどうすべきかを指示する教育から「オープン・ディスカッション（対話重視）」の方法へ、そして、制限・ルールによる管理ではない「最小限の介入」と、過保護・過干渉ではなく「エージェンシー（主体）である子ども・若者のサポート」が目指されるようになった。

性教育の実践者自身の態度の変容も求められている。変化をよしとしない態度から「新しい文化を（大人・教員が）学ぶ」ことや、心配と恐怖に基づく性教育ではなく「問題の本質は何かを把握する」必要がある。つまり、フィンランドの性教育は、総じて子どもの主体性を重視し、大人との対話が開かれており、大人自身もまた学習者となる。

諸外国の取組みとして、ニュージーランド政府による『KEEP IT REAL ONLINE』（子どもや若者のインターネット利用に伴うリスク啓発キャンペーン）のユーモアたっぷりな動画（6ページアドレス1参照）も紹介された。

全裸のポルノスターたちがいきなり玄関先にやってくる描写から始まる動画では、あっけにとられる母親に対して、「息子さんがよく私たちを検索しているので」と自己紹介。「私たちの動画は成人向けなんだけれど、息子さんは子どもだよね？」「（動画では）性的同意の話もなく、行為が始まる」「ネットでみる世界と現実が違うことをわかってないんじゃないかな」と矢継ぎ早に話す。母親に呼ばれてきた少年は、目の前の光景にしばし呆然。意を決した母親は、自分を落ち着かせながら「もう、こういう話をする時が来たようね」と息子との〈対話〉を始めようとする、というもの。この動画には、先に紹介した、新しい性教育のアプローチのエッセンスが詰まっている。

このあと、日本の性教育をめぐる動向が説明され、戦後の「純潔教育」から性教育の多様化、進展を経て、2000年代の「性教育バッシング」、そして現在も喧伝される「正しい知識・正しい理解の普及」再考という問題提起がなされた。

図1「セックス・ヒエラルキー」概念でも説明されているように、性にまつわる言説には、つねに個人や感情や価値、社会の態度・規範が伴う。しばしば、そうした個人や社会の都合は、「事実」を変色させてしまうこともある。つまり、何を正しい知識・理解

図1

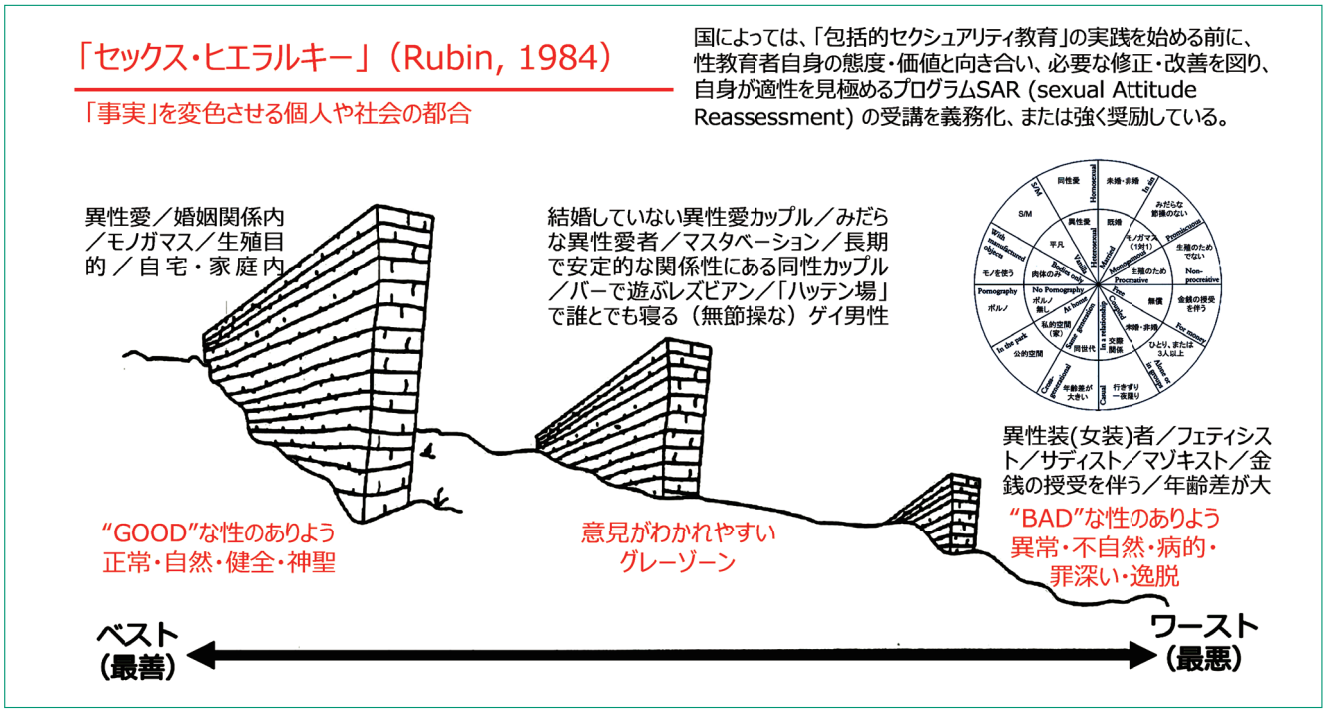

とみなすのかを考えるうえで、性教育を実践しようとする者が、自分自身の態度や価値と向き合うプロセスが欠かせない。

最後に、WAS の「性の権利宣言」とユネスコの「包括的セクシュアリティ教育（CSE）」の概要が紹介された。ユネスコが推奨する CSE は、エビデンス・インフォームド・アプローチである。これは、「実践知」と「エビデンス」の有機的活用が有効だという立場によるもので、従来の科学的根拠を絶対視したエビデンス・ベースドとは異なる。社会・文化的な影響や文脈、社会資源や政治情勢を考慮したうえで、科学的根拠を活用していこうとするものである。そして CSE の重要なポイントは、生涯を通じた主体的な意思決定を支援していくプロセスにある。

セクシュアル・プレジャーと性の権利

続けて、東優子から「セクシュアル・プレジャー」概念が紹介された。これは、「性と生殖に関する健康と権利」および「性科学」「性教育」の関連分野で、過去 15 年ほどの間に、高い関心が注がれるようになった概念である。その定義を含めた「セクシュアル・プレジャー宣言」(WAS2019) の日本語訳は、6 ページのアドレス 2 の URL よりダウンロードできる。

セクシュアル・プレジャーとは、エロティックな経験から生じる心身の満足感と楽しさであり、性の健康やウェルビーイングに寄与するものである。そのためには、自己決定、同意、安全、プライバシー、自信、性的関係についてのコミュニケーションや交渉の能力が重要となり、「性の権利」が保障されていることが大前提となる。つまり、だれにとっても、性行為をするかどうか、求めるかどうかに関わらず、安心や安全を感じられることがセクシュアル・プレジャーであり、人権やウェルビーイングにまつわる快の感覚なのである。

〈性の権利〉概念をめぐる国際社会の動向において、今日あらためてセクシュアル・プレジャー概念が注目される背景には、「性教育」や「性と生殖に関する健康と権利」に関わるサービスの今日的問題がある。つまり、性に関する今日的な話題や課題においては、性の「問題」や「リスク」ばかりが注目されがちであり、セクシュアル・プレジャーという、性の権利（＝人権）を踏まえた観点が乏しいということだ（図２）。

前出の、ユネスコなどが推奨する CSE では性（セクシュアリティ）を「身体、情緒的な愛着と愛、セックス、ジェンダー、ジェンダー・アイデンティティ、性的指向、性的親密さ、プレジャーと生殖についての理解と、これらの関係性を含む、人間であることの中核」として理解するものとしている。具体的には、「性行動・性的反応」のキーアイデアとして、15 ～ 18 歳

図２

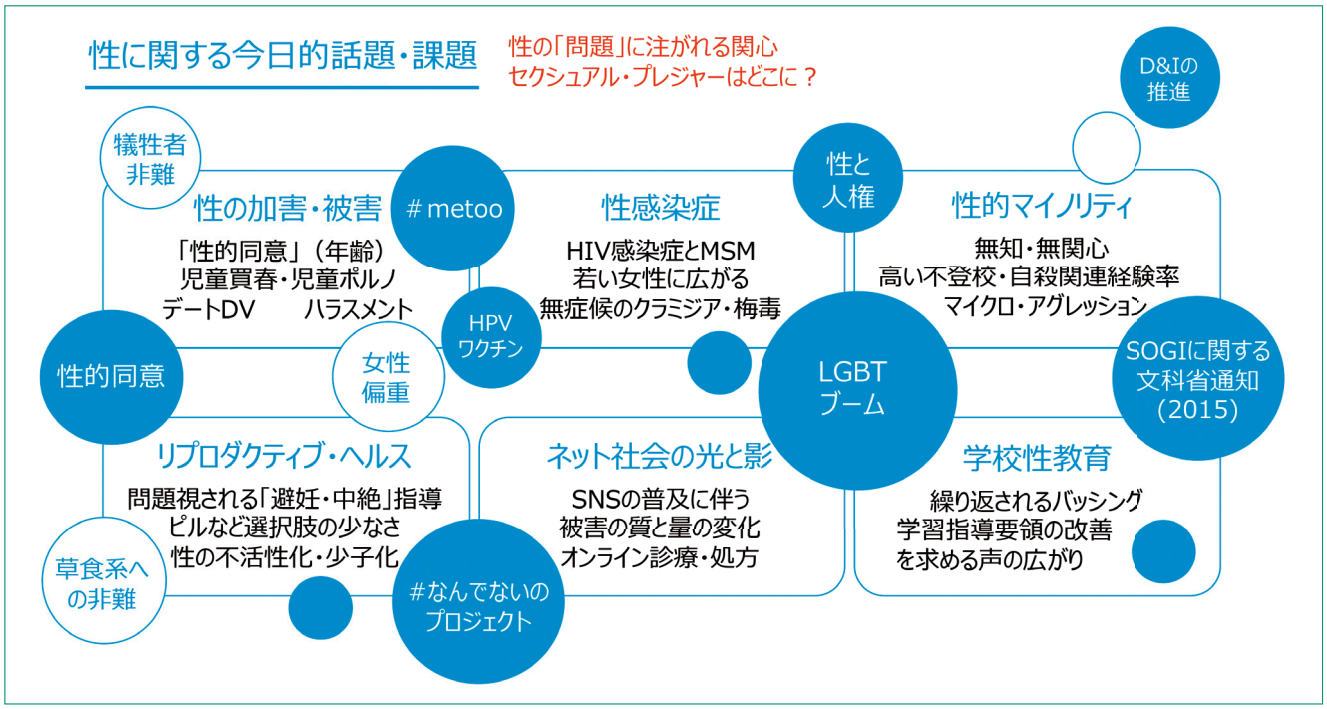

以上の学習目標には「性行動をとる際には、それについてプレジャーが感じられるべきであり、自身の健康やウェルビーイングに対する責任を伴う」ことが含まれている。

性行動においてプレジャーを感じられるべきというのは、性的な快感を得ることだけでなく、性行為をしなくても安全であること、あらゆる場面で性をめぐる圧力や非難等にさらされないことを意味する。つまり、同意のない性行為は、性の権利を侵害するのはもとより、プレジャーを感じられないウェルビーイングを阻害するものといえる。

「嫌よ嫌よも好きのうち」、「据え膳食わぬは男の恥」と言われていた時代は終焉を迎え、ハラスメントや性暴力被害が顕在化してきた。しかし、被害者非難は根強く、「嫌ならNOと言おう」と被害者の側に不同意を表明する責任を負わせている現状もある。そうではなく「YESがなければNO」であり、“YES is YES！”というメッセージが国際的にも広まりつつある。“Consent is Sexy（同意ってセクシィ）”という新たな言説により、同意に基づく性関係のあり方が重視されている。

グッドライフにつながる関係性と性的同意
――ポジティブ・アプローチから――

藤岡淳子さんは、法務省において非行や犯罪行動の変化のための心理教育的介入を実施し、その後、大阪大学にて社会内での介入の取り組みを継続している。40年間にわたる臨床経験から、性についての価値観や態度は、時代や文化によって異なり、「悪いセックスとは、性を通じた暴力だけである」と考えて仕事をしているという自己紹介から始められた。

また、司法矯正は、「正したい病」が発動しやすい領域であるが、個人がどのように生きるかは、その生き方あるいは行動が他の人の自由（権利）を侵害しない限りにおいて自由（権利）である。共同体（コミュニティ）あるいは関係性が暴力によって破壊されると、結果としてどの個人も自由と権利を失うことから、本講義では「関係性」をキーワードに、性の健康と性的同意について話された。

まず、性暴力とは、同意、対等性、自発性のいずれもが欠けた行動である。その動機はさまざまであるが、性的欲求にのみ基づく行動ではなく、性行動を通じての「暴力」の側面に注目する必要性がある。

同意の欠如とは、境界線の侵害行為といえる。境界線はいわば「自分の領土」であり、一人一人が「自分の王国の国王」として、他からの侵害を拒否することができる。未成年は、保護者の「摂政」を受けながら育つが、成長に伴い全面的に主権を振るうことが認められ、また、それができるように育てられる必要がある。つまり、境界線とは、子どもの発達過程における分離・独立・個体化の過程と重なり、思春期において依存と支配に関わる葛藤を経験しながら、他者との関係性において安心や信頼を獲得していく。

しかし、安全な愛着が脆弱であると、この葛藤を抱えることができず、閉ざされた関係のなかで「支配する―される」、「上か下か」といった暴力的な関係性が生じたり、他者に自分の欲求や感情を押しつけたり、押しつけられたりするという曖昧な境界線が生じやすくなる。「いばるか、へつらうか」といった要求がましく依存的であるという嗜癖的関係性は、他の非行行動のない「よい子」にもみられる。こうした嗜癖的関係性は、選択の自由がなく、自他の欲求や感情を混同しているため、容易に暴力的関係に転じる。親密な関係性をあてにしないことから、物質や行動に嗜癖する。

嗜癖的関係性の核にあるものは、安心感・満足感の欠如である。自分と状況をコントロールする力が弱く、大人になっても子どものように力を乱用しようとする。また、他者に相談できず、上下関係しか信じず、気持ちに気づいたり表現したりすることができない。怒りの奥にある恐れや寂しさを自覚できず、「相手が自分を怒らせた」と捉えていたりする。教育や支援においては、こうした嗜癖的関係性に「乗らず」に、関係性の持ち方や境界線のあり方を理解していく必要がある。

CSEの8つの鍵概念（人間関係、価値観・人権・文化・セクシュアリティ、ジェンダーの理解、暴力と安全確保、健康と幸福のためのスキル、人間のからだと発達、セクシュアリティと性的行動、性と生殖に関する健康）は、まさに大人たちも知る必要のあることで、幼いときから教えて、社会の共通認識にしていくべきものである。性の健康とは、すなわち健康な関係性であり、だれもが適切にニーズを満たす力をつけていく必要がある。

このニーズを満たし、欲求充足のための内的・外的

リソースを獲得することで性犯罪から離脱していくというアプローチが、グッドライフモデルである。快適な暮らし、目標のある生活、意味ある人生など、人によって「グッドライフ」の優先順位は異なるが、目指すべきグッドライフで葛藤が生じることもあれば、そもそも自分の求める人生が自分ではわからないこともある。こだわりすぎるとか、スキルや資源の不足等によって、不適切な手段をとってしまう場合がある。

人間のセクシュアリティは一生続くものであり、乳幼児期から児童期までの愛着関係を基盤に、思春期以降に自分自身の「巣」を作っていく。生きるという営みの流れのなかに「性行動」を位置づけることが大切である。なぜなら、性はほとんどすべての価値の充足に関わっており、人の力（パワー）にも大きく関わるものだからである。それだけに、虐待や被害などによって、性の安全が傷つけられたり、安心できる関係性のなかで充足されないときの傷つきは大きく、かつ、「恥ずべきものとして」隠したくなったり、人と比べたくなったりしてしまうのかもしれない。

人間のセクシュアリティは一生続く

- 乳幼児期～児童期：愛着関係
- 思春期～中年期：パートナーを作り、親の巣を出て自身の巣をつくる。
- 子どもができればそれを育て、巣立ちを見守る。
- その生きるという営みの流れの中に「性行動」を位置づけることが大切。
- 性は、ほとんどすべての価値の充足に関わっている。
- パワーにも大きく関わっている。
- それだけに充足されないときの傷つきは大きく、かつ恥ずべきものとして隠したくなるのかもしれない。人と比べたくなるのかもしれない。

教育・支援の現場で起こること

続いて、臨床現場において性加害や性被害への対応を行っている野坂祐子と吉田博美（SEE 事務局長、駒澤大学）から、性に関わる支援者の態度について話した。

前の講義で話された「正したい病」は、司法矯正領域に限らず、教育や心理相談のなかでも生じやすい。「助けたい」という臨床家の姿勢は、救うべき“病理”を想定しており、「治したい」という援助方針も“正常・健常”を基準にしている。また、「教えたい」という教育者の“知識”偏重の介入では、多くの場合、行動の変容にはつながらない。性暴力についても「性欲による異常な行為」という認識は根強く、効果的な介入がなされないまま、支援者や周囲が「しかたがない、どうしようもない」と無力感に陥り、やがて「たいしたことではない」と性暴力自体を矮小化して捉えてしまうこともある。これは、性暴力自体を否認する社会のありようにつながっている。

こうした支援者や社会の誤解や否認に対して、性暴力の特徴を理解したインフォームドな視点が求められる。いわば「メガネでみる」という“見える化”である。子どもの発達心理の特徴から“見える化”すると、幼い子どもにとって性暴力はふだんの関わりと判別が難しく、加害者に近づいたり、懐いたり、相手の行為に興味を持つのはごく自然なことだとわかる。性暴力は、こうした子どものニーズを悪用するものであるため abuse（乱用＝虐待）といえる。

また、暴力や支配の特徴から“見える化”する必要もある。加害者は、グルーミング（手なずけ）によって、子どもの信用を悪用する。子どもが求めているものを与え、口止めなどの脅しをする。「自撮り」の要求も、セクストーションと呼ばれる加害者の操作的な支配行為である。しかし、「子どもに大人の言うことを聞かせる」言動は、日常生活のなかで親や教員が無自覚に用いていることも多く、そもそも子どもの境界線が侵害されている社会のありようを見直すべきだろう。

そして、“見える化”のためのもう一つのメガネがトラウマである。被害者が逃げられない状況や再被害に遭いやすくなる行動（再演）などを理解することで、子どもを責めたり、必要な手当てをしなかったりするような再トラウマを防ぐことができる。また、「助けたい・治したい・教えたい」という教育・支援者の心理も、トラウマによる無力感や嫌悪感の裏返しと捉えられる。性の支援は、支援者自身の不安や葛藤が起こりやすく、無力感の反動からパターナリスティックな

トラウマ のメガネでみる ：教育・支援者

- ■性暴力の話を聴く：怒り、ショック、恐怖、嫌悪感、無力感→ 否認
- ■性の支援：緊急性や危険性に対応することでの焦り・不安
  社会的・個人的価値観との葛藤
- ■無力感の反動：パターナリズム（「～しなさい」「～すればいいから」）
- ■自身のトラウマの影響（「だれだってつらいことはある」「自分は乗り越えてきた」）
  トラウマインフォームド（Trauma Informed）な視点で見直す

対応になりやすい。トラウマの観点から理解するトラウマインフォームドな視点は、教育や支援を見直すうえで欠かせないものである。

後半は、支援者自身の価値観や態度に目を向けながら、子どもの主体性をサポートするための具体的な取り組み例について話した。本セミナーのテーマでもある「対話」は、性教育の際に児童生徒にポジティブな効果を与えることが知られている一方、「参加型の教育」で嫌な思いをした人は少なくないかもしれない。自由な発言を促されたのに、批判や叱責されたりすれば、安全感が損なわれ、正解を出すことにとらわれ、思考停止となる。よって、「参加型の教育」では、自ら考えて判断する力を伸ばすためにも、意見が尊重される環境づくりが不可欠である。講義では、哲学的対話の８つのルール（梶谷，2018）が紹介され、安全な場の設定が強調された。

子どもと性について安全に話すためには、コミュニケーションが何よりも大切であり、勝手に決めつけずに、子どもの考えや感情を尊重した対応が求められる。しかし、教育・支援者からみて懸念されるような子どもの考えや感情（例えばリスクのある性行為など）の話を臆断せずに、じっくり聴くことは容易ではない。ただ、子どもは好奇心旺盛であり、情報は身近にあふれている。どんな冒険にも失敗やリスクはつきものであり、子どもは失敗のリスクを冒しながら、困難なことに積極的に対処（コーピング）しようとすることで、対処力や自信をつけ、主体性を高めていくことができる。この力を高めるためには、主体である子どもの「リスクを冒す権利」を尊重しつつ、子どもの安全を守るための大人同士のネットワークが必要となる。

また、教育・支援者自身が自分の傾向を理解するために、トラウマへの態度や価値観を捉え直す倫理教育やトレーニングが有用である。倫理順守が困難になりやすい状況として、トラウマ臨床の訓練・知識・経験

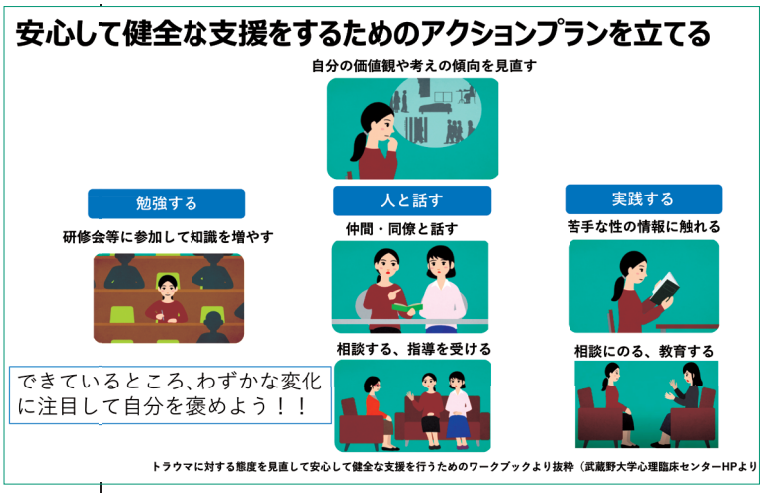

不足、支援者の傷つきやトラウマ反応、トラウマへの態度や自身の生き方等の価値観の直面といった３つが挙げられる。自分の態度に気づくためのトレーニングとして、「鏡に向かって、性に関する言葉を言ってみる」といった自己覚知の体験と練習、「対応の際に不快感を伴う話題」などを整理することが提案された。

性教育や性の支援において、教育・支援者が安心して取り組むことが大切であり、それが健全な支援につながる。上図に示したアクションプランの策定については、武蔵野大学心理臨床センターのＨＰ（下記アドレス３参照）よりダウンロードできる。

みんなでダイアローグ

セミナーの最後は、Zoom の参加者が小グループに分かれ、感想の共有を中心とした対話の時間を設けた。

時間が足りないという声も多く、性教育についての考えや思い、また実践者としての自身の語りの場が求められていると感じられた。SEE では、引き続き、〈対話〉を重視した性教育の展開と教育・支援者養成に取り組んでいく予定である。

なお、本ワークショップはアーカイブ配信をしているので、是非ご視聴いただきたい。

詳しくは 21 ページ参照。

【参照ホームページ】
アドレス１
https://www.youtube.com/watch?v=ZNgshRMw7uc
アドレス２
https://worldsexualhealth.net/wp-content/uploads/2020/02/2019_WAS_Sexual_Pleasure_Japanese.pdf
アドレス３
https://www.musashino-u.ac.jp/rinsho/trauma_support/

〈「現代性教育研究ジャーナル」120 号発刊　記念寄稿〉

日本性教育協会との 30 年

作家　伏見　憲明

30 年前の記憶

振り返ってみれば、日本性教育協会（以下、JASE）と私とのお付き合いはすでに 30 年近く！ にもなる。整理が苦手で自分の執筆した原稿すら手元から散逸しているので、正確なことはわからないが、（まだ冊子だった時代の）『現代性教育研究月報』で、性科学者の池上千寿子さんによる連載対談「クロス・ジェンダー・トーク」に招いてくださったのが、最初の JASE からの依頼だったはず。私が自身のセクシュアリティをカミングアウトした著作『プライベート・ゲイ・ライフ』を上梓した翌年の 1992 年のことである。

このときの掲載誌がかろうじてファイルに保存してあったので、何十年ぶりかで読み返してみたら思わず赤面、「はあー、上滑りなこといってるなあー」と自分の若さに冷や汗が出た。80 年代後半から台頭した上野千鶴子さんらのフェミニズムに影響を受け、そういう言語圏で自分のセクシュアリティについて考察したことなどを処女作にして、世間的にカミングアウトした直後のこと。とにかく何かをいわずにはおれない勢いが対談から伝わってくる。誠にもって未熟ではあるものの、あの時代はまだ社会的に何かを主張する同性愛者などいないに等しかったので、二十代の私には気負うものがあったのだろう。それまで心理学や性科学などの「専門家」が同性愛についてもっともらしく語る内容にことごとく納得がいかなくて、憤懣をため込んでいたのである。

伏見：池上さんが訳した『セックス＆ブレイン』は男女の性差やゲイになる原因を先天説に帰していると批判されていますが、どう考えられます？
池上：絶対に生まれつきだとか、いや育てられ方だという学者はいません。ミックスだということはみんな認めてる。どこに焦点をあてるかというだけの話ね。人間研究はサンプルが少ないし、科学的データといっても先天説と後天説の両方を論拠にしているものもあるくらいだから。私はいろいろ情報をだして、読み手が自分の生きやすいように取り入れたらいいと思う。科学は人間のためにあるわけだから。（略）
伏見：僕も後天説や先天説だけではいえないと思う。ただ後天的な要因、文化的なインプリンティングのほうがセクシュアリティの形成においては強く作用すると考えます。なぜかというと、僕はどんな男にも欲情するわけじゃない。平安朝のお公家さんや 20 年前にはやったタイプの男にも欲情しそうにない。いま流通している男像というのかな、それに官能する。だから男といってもセックスシンボルは時代によって変わるわけで、エロスには文化の影響がすごく大きい。
池上：でも女性には欲情しないわけでしょう？

（1992 年『現代性教育研究月報』6 月号「クロス・ジェンダー・トーク 3」より）

このやり取りでは、ジェンダー（社会的性）概念によって「解剖学的宿命」から自らを解き放とうするフェミニズムの思潮に乗っていた私が、生物学的な要因に軸足を置いているように見えた池上さんをいささか敵対視して、言葉を投げかけている。もちろん池上さんは私以上の筋金入りのフェミニストで、若気の至りで詰問する私を、そんなのどっちもありなんだけどね？　とあっさりかわしている。

そのときの私にしたら、言い負かされたとは認識していなかったと思うが、当時、性への生物学的な影響を語る池上さんは、新興のフェミニズムにしたら「守旧派」的な位置づけだったかもしれず、自分はさしたる思慮もなくそれらに依拠していたのだろう。ありていにいえば、流行りに便乗していただけ。

そんな不勉強なところから執筆活動を始めた私であるが、現在はむしろその時代の池上さんの議論に近いところにいるかもしれない。初期にはどちらかといえ

ば生物学的性（セックス）より社会的性（ジェンダー）を重視していたのが、90年代末からは前者の重要性を再認識したというべきか。それはこの30年近い月日のなかで私なりに勉強したり、思考したりしてきたことの成果であることは間違いない。

そして、その道のりを可能にしたのは、実は、JASEでの仕事だったと振り返る。

書評、そして対談などを通して

セクシュアリティやジェンダーをめぐる議論は90年代半ば以降、「性は先天的か後天的か？」という論点ではなく、「性の原因を問う思考はどのように成立したか？」という具合に、その土俵自体を疑問視する議論、知の枠組み自体を懐疑する研究へと移行する。ミシェル・フーコーやジュディス・バトラーの影響を受けた研究が日本でも多くなされるようになっていくなかで、「性の原因論」それ自体が持つ権力性が問われるようになったのだ。

私自身は90年代前半からJASEで書評原稿を書かせてもらうようになり、もちろんそうした思潮の著作もそこで取り上げることになったが、媒体の性格上、ポスト構造主義の影響を受けた言説ばかりでなく、生物学的な研究、ルポルタージュ作品…なども織り交ぜて紹介することを心がけた。そしてそのことによって思潮の流行り廃りとは距離を置きつつ、自分のなかの視点の幅を確保することが可能になった。その結果として、当初自分が依拠していたフェミニズムやジェンダー・スタディーズなどを懐疑的に検討することにもなり、出発点にした思想的立場を相対化することができた。

そう、図らずも、ではあったものの、書評で俎上にあげる性に関する本を精読することが、自分が処女作で提起した諸々を再検証する契機にもなったのである。例えば、結婚に関する議論もそうだった。

伏見：僕は著書の中では結婚制度に参入すべきでないといっているけど、戦略論と戦術論はちがいますから、今の結婚制度を壊すためにゲイが入っていくという考え方もあるでしょうね。

池上：結婚は男と女で子孫をつくり家を守るためというのはゲイの結婚を認めれば崩れるもの。

伏見：けれども結婚制度を固定しちゃうのではないかという心配も僕の中にある。ただ、いまのところ僕にとってあんまりリアリティのない問題なのね。結婚で保護される必要性はないし、遺産を残す気がないし、関係に名前をつけたり国家権力を媒介させたりするのはナンセンスという気もする。だけれども日本もこれからゲイがカップルで暮らすパターンがふえて２人で事業でもおこして、片方が急死したりするようなケースがでてくると現実の問題ですよね。やっぱり、参入していくのもひとつの手かな。

（同号「クロス・ジェンダー・トーク３」より）

90年代初頭、池上千寿子さんも結婚制度には懐疑的な立場だったと思うが、私自身も同様に、ウーマンリブ以来のフェミニズムの「結婚制度は女性差別の温床である」というテーゼを素朴に信じていた。けれどもその後なにかの拍子に、「あれ？　でもどうして、どんな論理で、結婚制度が女性差別を生み出しているといえるのだろうか？」という疑問が生じ、その問いを自ら追求することになった。そして、その課題は、JASEでやらせていただいた対談連載の一つの論点としてさまざまな論者に投げかけられることに。例えば、弁護士の角田由紀子氏との対談ではこのような議論をしている。

伏見：現行の結婚制度が、非嫡出子（注・への差別）や同性間の結婚を排除しているからいかん、という議論がありますよね。でも、そういうものを制度のなかに取り込めば、問題は逆にない、ということになりませんか。

角田：制度の間口をどんどん広げていけば、いまのような法律婚の特権性はなくなっていくでしょうから、ご利益は薄れてくるかもしれません。ただ、現実に性別役割分業といわれるものが、しっかり貫徹されている日本の社会では、法律婚が間口の広がった結婚制度のお手本でなくなるのかは疑問ですね。（略）この経済体制が個人生活に求めるもの、つまり家事、育児のようなものは、できるだけ個人の責任でやってくれ、そんなことで社会に迷惑をかけないでくれ、ということから結婚制度は自由になりにくいのではないでしょうか。そして結婚制度のなかでは、こういう非効率的な仕事は女に降ってくるわけですし。法律婚はこの矛盾をいわば制度化し、正当化するのに好都合なものですが、それをモデルにするかぎりでは、間

口の広がった結婚も似たような問題を抱え込むのではないかと思うのです。

（1999年『現代性教育研究月報』10月号「現代「性の倫理学」⑩」より）

さらに、この問題に関して家族社会学の山田昌弘氏との対談では、こんな議論がなされている。

伏見：テレビなんかでフェミニストの論客が、専業主婦や結婚制度は悪いものだと批判していますが、そういうもんじゃないと？　それは資本家や国家が、女性の地位を貶めるために画策した罠ということではないんですね（笑）。

山田：だって昔はもっと苦労も多くて大変だったわけですからね（笑）。もちろん男性も。

伏見：つまり、女性の専業主婦化というのは、上昇だった。

山田：そうですね。

伏見：じゃあ、「近代家族」というのはいけないものではないんだ。そうすると、「近代家族」や専業主婦が女性差別の罠だという議論の立て方は違うと？

山田：罠でもなんでもないんです。今では専業主夫になりたいという男性もいますし、30、40年前には専業主婦以外の選択肢はほとんどなかったという現実がありますから。もちろん、専業主婦でなければならない、という強制があれば、それは差別だと思いますよ。

伏見：「近代家族」が女性差別の原因というのは違うわけでしょうか。

山田：私は女性差別の根本原因は別のところにあると思っていて、「家族」の枠組み自体がそれを生じさせているわけではない。

（2003年『現代性教育研究月報』11月号「トーク・セッション⑬」より）

このように今思い返すと、JASEの仕事でさまざまな論者の胸を借りることで、それまで死角となっていた思考や、論理の矛盾などに気づかされることにもなった。当初、注入されたイデオロギーを鵜呑みにするばかりだった私が、インタビュアーとしてそれをいったん留保して、別の角度からの批判をあえて咀嚼することにより、その問題に関して以前より論理を深められるようになっていったのである。個別の議論の是非に関しては今回の原稿のテーマではないのでこれ以上踏み込まないが、私の思索がこうした対話によって鍛えられたことは間違いない。

どこかでJASEのことを保守的な団体だと非難する声を聞いたことがあるが、こと私に関しては、まことに自由に、さしたる制約も課されずに仕事をさせてもらった記憶しかない。先の結婚制度の是非ばかりではなく、かなり時代的にエッジなテーマを追求できたことを強調しておきたい。

現在でも何かと俎上に上るセックスワークに関する議論も、この四半世紀、しばしば書評や対談で取り上げさせてもらった。とりわけ90年代は「援助交際」や「ブルセラ問題」などが世間を騒がせ、大きな論争を呼び起こしたトピックだった。

伏見：北欧などでは障害者に対して、福祉のサーヴィスとしてのセックスワークがあったりするでしょう。そういうのもダメなわけですか。

加藤（秀一）：それは社会的なニーズと、人道的なものも入ったニーズですね。そういう観点から、需給関係が成立していて、それなりの必要性があるものについて、政府なり法律なりは認めるべきだと思う。その意味で、僕は売春防止法には反対です。ただし、倫理的かどうかは全然べつの次元だから。（略）現実としてセックスワークがある、それを労働として行っている人がいるときに、その人権を確保するような形で政治や法律があるのは当然だと思うんですよ。（略）だけど、そのレヴェルと、金でセックスを売り買いしていいのかどうかを倫理の問題として問うレヴェルは、全然べつのことだと思います。

（1999年『現代性教育研究月報』1月号「現代「性の倫理学」①」より）

宮台（真司）：（略）従来型の売買春は、たとえば男は買い放題だが、女はプロの女かいわくのある女――たとえば、家庭崩壊みたいに生い立ちに問題があるとか極貧に苦しんでいるといった印付きの弱者――がやるもんだ、という枠組みだったんです。ところが、援助交際はそれから徹底的に逸脱しちゃっているということですよね。（略）買春オヤジが傷つかないのと同じ程度には売春少女も傷ついてないのですから、僕は家父長制を傷つけるためにむしろ煽ってもいいと思ったわけです。

伏見：僕は正直に言うと、売春がいいか悪いかはともかく、それが大騒ぎされる感覚がよくわからないんです。僕の友達を見まわしてみると、ウリ専（男性相手の売春）で働いてたヤツとかそんなに珍しくなくて、それこそ東大生もいるし（笑）、

軽い気持ちで「お小遣い稼ぎができるから」っていうのでやっていた。（略）やってたからって人格がどうかなるとも思われないし、生い立ちも問われない。それが、女性だとこうも大騒ぎになるというのは、家父長制というのに関係してくるからなんですね。

（1999年『現代性教育研究月報』4月号「現代「性の倫理学」④」より）

今だにそうなのだが、セックスワークを非とするサイドの論者のロジックがよくわからない、矛盾しているように思える、というのが私自身の立場だが、学者相手の場合、対談だと相手が身構えてなかなか本音が聞き出せないところを、インタビューという形式にしているがゆえに、かなり深いところまで突っ込んで言葉を引き出すことができたと思う。

伏見：上野さんが「売買春ノー」というのは、それが家父長制に結びついていて、それを温存あるいは補強してしまうからだということだと思うのですが、家父長制とはべつなところで、売買春がビジネスとして成り立つとしたら、それはOKなわけですか？

上野（千鶴子）：国際間格差も含めて資源の圧倒的な偏在が是正されたうえで、家父長制やジェンダー・バイアズと関係なくセックス・サーヴィスを提供するビジネスが成立し、エステやマッサージのようなグルーミング・ビジネスとの価格の平準化が行われ、かつそれを自ら選んで参入していくような労働者がいるとしましょう。その場合にはOKでしょう。でも、そのような事態が成立するような可能性を想像してみてください。そういう規定が現実性を持たないところで売買春を正当化する言い方には欺瞞があると思います。

（1999年『現代性教育研究月報』8月号「現代「性の倫理学」⑧」より）

これらを少し読んだだけで、JASE及び『現代性教育研究月報』は、保守的にならざるを得ない「性教育」という枷があるにもかかわらず、相当、先鋭的な論争を引き受けてくれる場だったことがわかるはずだ。

また私自身、たとえば、書評の本の選定に関してタブーを課されたことがなく、本当に勝手に、その時々の関心に沿った著作について書かせてもらった。最近、書評で取り上げた飯山陽著『イスラム2.0』などは、イスラム教という政治的にもセンシティブな配慮が必要な題材を扱っている本だけに、「性教育の媒体的に掲載するのは難しいかなあ…」とおっかなびっくりで選書、執筆したにもかかわらず、とくにクレームをもらうこともなく、原稿を採用してもらうことができた。「分断」がいわれ、少し考え方が異なるだけでも炎上騒ぎが免れない昨今、むしろこんなに懐が深い性の媒体が存在することに安堵するのは私だけだろうか。

JASEとその関係者

こうした言論活動が実践できたのは、本橋道昭さん、中山博邦さんら歴代の事務局長の見識や度量に負うところが大だと痛感するが、その下で奮闘努力された編集者らの尽力も忘れてはならないだろう。私自身、個人的にも多くの学びをJASEの担当編集の方から得てきたことは間違いなく、せっかくの機会なので、ここで改めて感謝を述べておきたい。

先ずは、最初に私をJASEに招いてくれた荒井久代さん。すでに離職して久しい彼女だが、上記の1992年の池上千寿子さんとの対談の担当者であり、その後、私の書評原稿でもずいぶんお世話になった。自分のセクシュアリティの問題を世に問いたい一念で処女作を上梓したものの、書き手としては素人そのものだった私に、荒井さんは書評の書き方から手ほどきをしてくれたのである。

また、私の近著『新宿二丁目』（新潮新書）は2019年に出版されたものだが、取材はすでに90年代前半から始まっていて、その際も荒井さんのアドバイスと、JASEの資料室にある蔵書によって大いに助けられることとなった。当時はまだ日本の同性愛者の戦後史も、新宿二丁目のゲイバーの系譜も先行研究がない状況で、まったく一からの調査だったのだが、彼女に「あまとりあ」や「人間科学」などに掲載された同性愛に関する記事を紹介してもらうところから、その第一歩を歩み始めたのだった。つまり、以降のこれらの研究は大袈裟でなく、JASEを起点としているのである。

荒井さんがJASEを辞した後は、担当者として百瀬民江さんにお世話になった。JASEの創設時から関わっていた百瀬さんはその頃すでにフリーになっていたが、自由な立場で『現代性教育研究月報』の編集に携わっていた。前に紹介したJASEでの私の対談連載や、会場に観客を入れてのトークライブは彼女の助けに負うところが多い。多くはいわないが的確なアドバイスをくれるベテラン編集者で、学界などの大御所たちを

相手にする仕事では、彼女の手腕と人柄を大いに頼った。障害者運動をされている小山内美智子さんへのインタビューでは、先方が暮らす札幌まで日帰りの蜻蛉返りで付き添ってくれたほどで、そうした百瀬さんの仕事に対する熱心な姿勢がなかったら、あの時代、私がJASEでやらせていただいたインタビューの数々は、ちゃんとした活字にはならなかったと確信する。

それから仕事として直接関わったわけではないが、一人、忘れられないスタッフがJASEにはいる。経理をなさっていた青柳たか子さんである。たまに私がJASEに仕事や調べものなどで伺うと、元気な笑顔で迎えてくれる方だったが、亡くなってもう久しい。ここで、当時、彼女から教えてもらったエピソードを紹介したい（できるだけ、青柳さんの口調のままに）。

今はね（注・2000年くらいこと）性を語ったりするのはあたりまえのことになったけど、あなた！　昔なんて、私がJASEの経理の仕事で銀行へ行くとね、窓口で呼び出されるときに女性の銀行員が団体の名前を呼んでくれないのよ。ふつうなら「小学館さん、いらっしゃいますか？」とかいうのに、うちだけ「日本……協会の方いらっしゃいますか？」って「性教育」をわざわざ省略するの！　「性」っていうのが恥ずかしいみたいなのね。もう私、悔しくって!!

これは1970年代前半の頃、青柳さんが体験したエピソードだと思うが、そう、その時代は、「性」という言葉を発すること自体が恥ずかしいことだったのだ。性を肯定するどころか、そんなのは好事家のなせるわざで、一般の人たちがそれについて考えたり、話したりすることは厳禁だったのである。

JASEはそんな時代に、そうした状況を変えるべく、性教育の重要さに気づいた人たちによって創設されたと聞く。そして、時代、時代の思潮やニーズを取り入れながら、何十年も日本の性の最前線を歩んできたのだ。その軌跡は、すでに戦後の日本の性を考える上での貴重な史料になっているはずである。『現代性教育研究月報』に私が寄稿した未熟な記事も含め、それらは後の世代が過去の日本の性を考察する際の、一つの参照点となることは間違いない。

そんな次の世代に伝えるべき営みの一助として、まだ私にできることがあるとしたら、今後も微力ながら協力を惜しまないつもりだ。

『現代性教育研究月報』に代わってWeb配信している『現代性教育研究ジャーナル』も今号で120号、10年になる。同誌には、隔月で書評を執筆している。現担当の齋田和男さんや、選書でやりとりさせてもらっている原田玲子さんにはいつも締め切りで迷惑ばかりをかけているが、もうしばしの間、JASEの活動に関わらせてもらえたら幸いである。

日本性教育協会50期終了と本誌120号発刊の御礼

1972（昭和47）年2月29日に文部大臣の認可を得て発足した日本性教育協会は、今期で50期を終え、4月より51期の事業を進めてまいります。当協会は、わが国では他に類をみない、唯一の性教育に関する調査・研究・啓発事業を目的として事業を推進し、性の諸問題に取り組んでまいりました。本年度は、新型コロナウイルスの感染が拡大の一途をたどり、国内だけでなく全世界に蔓延する未曽有の事態となりました。緊急事態宣言の発出等があり、感染拡大による安全面を最優先に考えて、予定されていた多くのイベント・行事等が中止を余儀なくされたことはご承知の通りです。

当協会が協賛・助成させていただいている大会、セミナー等も中止、延期を決定するなど残念な状況となっております。そんな中で、オンライン上で、講演視聴やディスカッションを行うセミナー等が増えてきています。直接会って忌憚のない意見を伺うことができないのは残念ですが、会場が遠方のため参加できなかった方や国外の方のお話を伺うことができるようになったことは、数少ないながらもこの状況下での良いことではないでしょうか？　コロナが終息した後もこの試みは続くのではないかと考えています。当協会も状況に応じた開催を主催団体等と相談しながら進めてまいりたいと思います。

本誌『現代性教育研究ジャーナル』も120号を迎えることができました。1972（昭和47）年4月に機関誌『季刊　現代性教育研究』、同年7月に情報交換誌『日本性教育協会月報』を創刊し、その後、『現代性教育研究月報』などを経て、2011（平成23）年4月よりどなたでもダウンロードしてお読みいただける『現代性教育研究ジャーナル』を毎月発刊してきました。

狭い意味での“性”だけにとらわれず人間へのトータルなアプローチという視点を忘れずにさまざまな立場の方々の論文やセミナー報告などの掲載を続けてまいりましたが、この多様な世界でいまだ模索の段階にとどまっていることも多々あることは確かです。性教育と性科学のより一層の啓発と充実に寄与することができるよう願っております。

引き続き、みなさまのご支援とご叱正をよろしくお願い申し上げます。　（日本性教育協会事務局）

〈日本性教育協会創立 50 周年記念・特別寄稿⑧〉

30年間の性的マイノリティとの関わり

はりまメンタルクリニック院長 針間 克己

はじめに

自分では、まだまだ若手のつもりなのですが、精神科医になり 30 年が過ぎました。将来のことだけでなく、回顧的な原稿を書く年齢にもなりました。本稿では、個人的な回顧を記しながら、我が国の性的マイノリティの歩みを述べていきたいと思います。

私が医師になったのは 1990 年です。1990 年は、WHO の作成する ICD が ICD-9 から ICD-10 という新しいバージョンが発表された年でした。この ICD-10 で同性愛は、精神疾患のリストから外れ、国際的に病気ではないとみなされた年でした。その点で時代の過渡期でもあり、日本の精神医学の教科書には、いまだ同性愛が精神疾患として記載されていました。ただ、日本の精神医学界の同性愛への関心は乏しく、教科書に堂々と「同姓愛」という誤植で載っていて、誰も気づかない時代でもありました（私が出版社に指摘しました）。

臨床の場面では、同性愛が主訴の方も時折いましたが、「親に結婚しろ、と言われ同性愛を治したい」といった感じの、同性愛を病気としてとらえての受診でした。性別の違和感を訴える人を見ることはなく、時折、女装癖が主訴の人が「女装がやめられない、治したい」といって受診する人がいる程度でした。

性障害への関心と研究活動

私自身は 1992 年より、精神医学の中でも性障害に関心を持つようになりました。大学医局内で研究会を持ち、「同性愛の脱病理について」、「同性愛のカミングアウトについて」といったテーマで議論をしたのを覚えています。

また、おそらく 1995 年ころだったのですが、日本性科学会の症例研究会で「ブルーボーイ事件」という、性転換手術（性別適合手術）の有罪判決事件の判例の勉強会に参加しました。この時は、この判例があるので、性同一性障害の性転換手術ができない、といった趣旨の勉強会だったのですが、判例を熟読すると、一定の条件をクリアすれば、違法にならないことに気がつきました。また、このころに、埼玉医科大学の形成外科教授で性別適合手術を開始する原科孝雄先生からお手紙をいただき、この分野への関心を深めるようになりました。

1997 年に、東京家庭裁判所の医務室技官になりました。このころ、家庭裁判所でも、「性転換手術を終えた人が戸籍の性別を変更したいと申し立てたら、どう判断するべきか」という問題が出てきており、裁判官も頭を悩ませていました。私も医師の立場から、意見を求められました。これを契機に、本格的に関連する論文を読み漁るようになりました。医師の立場からの結論としては、欧米と同様に、一定の要件を満たすものは、変更を認めるべきである、と考えました。この論考は、『現代性教育研究月報』1998 年 7 月号に「性別の自己決定権」として書かせてもらっています。ただ、残念なことに、当時の法律では、変更は認められない、というのが、裁判官としての判断となりました。

また、本人の性自認の尊重という考えは、性同一性障害だけでなく、インターセックス（性分化疾患）の

人にも当てはまるのでは、とも考えました。『現代性教育研究月報』2000年4月号では、田辺綾子先生と「インターセックスの治療指針をめぐって」というタイトルで対談させていただきました。また、『現代性教育研究月報』2001年4月号では「『性別の決定』はいかになされるか――インターセックスと性同一性障害――」を書かせていただいています。

性同一性障害の戸籍の性別変更は上述した通り、裁判所の判断としては認められない、との結論でした。そこで立法が望まれることになりました。契機となったのは、2000年8月神戸で開催された第6回アジア性科学学会です。この学会において「Transsexual, Law, Medicine in Asia 性転換の法と医学」というシンポジウムを、現在大阪府立大学教授の東優子先生と企画し、性同一性障害の医療と法律問題の議論が行われました。

このシンポジウムには当時、自民党の参議院議員だった南野知恵子先生も参加していました。南野先生は助産師でもあり、性同一性障害の戸籍問題に大きな関心をもたれました。シンポジウム後には、自民党内で性同一性障害の勉強会を開催することを決意されました。1か月後の9月から中断もありましたが、6回にわたり勉強会が開かれました。勉強会は途中から公明党も加わり、2002年からは、当時の民主党でも勉強会が開かれるようになりました。国会議員の理解の広がりと、当事者運動、世論の後押しもあり、2003年「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（以下、「特例法」）は制定されたのです。

医療現場の変遷とマスコミ

性同一性障害の受診者は1997年頃より、実際に医療現場でみるようになり、その後どんどん増えていきました。最初のころは成人で「絶対に手術をしたい」という強固な意志を持つ人がほとんどでした。しかし、だんだんと必ずしも手術をしなくてもよい、といったタイプの人も受診するようになりました。

また2001年から2002年に、3年B組金八先生で、上戸彩さんが、性同一性障害の生徒「鶴本直」を演じ、話題となった頃より、中学生や高校生でも受診する人が増え始めました。だんだん低年齢化が進み、小学生や就労前のお子さんでも、性別違和を訴えて、病院を受診する、というケースも増えていきました。そうなると、従来の「性別適合手術に向かって」という治療モデルではうまくいきません。どのように考えるべきかという新たな問題が生じてきました。そんな中、『現代性教育研究月報』2007年2月号では「子どもの性同一性障害を考える」として、考えを述べさせてもらいました。

マスコミに目を転じましょう。1990年代は、同性愛やトランスジェンダーは、笑いや差別の対象でした。「ホモ」、「おかま」といった言葉が無自覚に使用されていました。1997年頃より「性同一性障害」が医学的概念として突出していきます。「性同一性障害」は病気なので、治療は受けられる、差別はダメ、報道もどんどんします、とされるいっぽうで、そうでないものは、そのまま放置されていたと思います。私も2000年頃より、テレビに出演する機会を持つようになったのですが、「性同一性障害」という言葉は使ってよくても「トランスジェンダー」はだめでした（視聴者が言葉の意味がわからないという理由でしたが）。

また、同性愛も絡めた番組は、企画の時点で上から圧力がかかり没になる、といった話も聞きました。しかし、電通が2012年にLGBTの調査をしたあたりから、大きな変化が起きます。言葉としてのフレッシュさもあり、「LGBT」は市民権を得て、マスコミ等で広く用いられるようになります。性同一性障害も疾患概念ではない「トランスジェンダー」として報道されることが増えました。1990年から30年たち、ようやく「精神疾患」から「人権」の時代になったという印象です。

性同一性障害について話を戻します。

同性愛とは違い、1990年以降も性同一性障害は精神疾患の一疾患単位として、疾患リストでは分類されてきました。しかし、精神疾患の分類から削除すべきである、との意見が強く提起されるようになりました。その結果、2022年に発効されるWHOが作成するICD-11で、その扱いは変更されます。「gender incongruence（日本語訳は『性別不合』が検討されている）と名称が変更し、位置づけも、精神疾患でも身体疾患でもなく、「conditions related to sexual health（性の健康に関する状態）」という項目での分類となりました。

個人的なことを記しますと、性別適合手術の倫理的妥当性や、特例法制定にあたって国会議員の理解を得

るために、性別違和感のある人は「医学的疾患である」と強く強調しすぎてきた、と感じています。当時の時代背景から仕方ない面もありますが、より個人のセクシュアリティを尊重する現在では、マイナスな面もあるように感じます。医師としては、医療的ケアの責務は果たしつつ、多様なセクシュアリティも尊重していきたいと思います。

最後に、学校現場に対して要望をいくつか述べたいと思います。

1.一人ひとりのセクシュアリティをその都度丁寧に見てほしい

一人ひとりのセクシュアリティはみな違います。教科書や論文に書いてあるような「臨床的特徴、経過」と全く同じわけではありません。あるいは、前例や他校のケースと、まったく同じわけでもありません。そのお子さんがどんなセクシュアリティなのか、どんなことに悩んでいるのか、どのような学校生活を送りたいのか、一人ひとり、丁寧に見てほしいと思います。

2.プライバシーには十分留意してほしい

学校では、教員やスタッフ同士、情報の共有が必要な場合が多くあると思います。そういった時でも、個人の情報の保護には十分注意してほしいと思います。信頼している先生にだけ話したつもりが、ほかの先生も知っていてショックを受けた、というケースはよく聞きます。情報の共有が必要な場合には、十分に本人とそのことについて話しあってからにしてください。

3.性教育は「自分と違う人たちについて」ではなく、普遍的テーマとして、やってほしい

同性愛やトランスジェンダーなどについて、性教育を行う学校も増えているようです。素晴らしいことだと思います。ただし、「われわれとは違う、性自認や性的指向の人もいます」といった、他人事として教えるのは、適切ではないと思います。性自認や性的指向はすべての人が違うのです。その違う一人ひとりのセクシュアリティをすべて大切にする、という普遍的な形でやってほしいと思います。

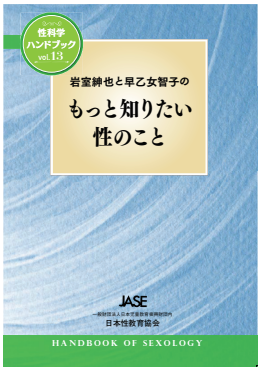

性科学ハンドブック Vol.13　**好評発売中！**

岩室紳也と早乙女智子の

もっと知りたい性のこと

岩室紳也・早乙女智子著　◆A５判：138 頁　頒価700 円

『現代性教育研究ジャーナル』2014 年４月号～ 2017 年３月号に連載した「もっと知りたい女子の性／もっと知りたい男子の性」に、加筆・訂正して再構成したものです。

主な内容

part 1　多様な性／「性」を科学する難しさ／女は女として生まれない／性別違和／ジェンダーバイアス・ジェンダーギャップ　ほか
part 2　女性の性／ 膣VAGINAはくぼみである／女子もします！　マスターベーション／人工妊娠中絶と女性の身体権　ほか
part 3　男性の性／「包茎」を科学する／男子はおちんちんで育つ／「男」は環境で育つ性／男性の性機能って何？　ほか

著者プロフィール

岩室　紳也／泌尿器科医。ヘルスプロモーション推進センター（オフィスいわむろ）代表。AIDS 文化フォーラム in 横浜運営委員。
早乙女智子／産婦人科医。公益財団法人ルイ・パストゥール医学研究センター研究員、日本性科学会副理事長。セックスセラピスト。

既刊〈性科学ハンドブック〉
☆性科学ハンドブック Vol.11『思春期の性衝動～男の子の性を考える～』A5 判・78 頁 400 円
☆性科学ハンドブック Vol.12『腐女子文化のセクシュアリティ』A5 判・96 頁 500 円

※送料等は、ホームページを参照してください。
◆ JASE ホームページ https：//www.jase.faje.or.jp/pub/pub.html からお申し込みいただけます。
または、Email　info_jase@faje.or.jp
TEL 03-6801-9307　FAX 03-5800-0478

〈日本性教育協会創立 50 周年記念・特別寄稿⑨〉

性教育と教科書

公益財団法人教科書研究センター常務理事　辰野　裕一

各教科や特別活動など学校教育全体を通じて行われる性教育の内容については日本性教育協会編の『性教育実践資料集』に学校段階、学年別、教科等別に体系的にまとめられている。

ここでは、学校教育における性教育と教科書に関し、その前提となる教科書制度と最近（平成29(2017）年）改訂された新学習指導要領の教科書への反映について小中学校を中心に見ていくことにしたい。

わが国の教科書制度は長年の歴史を通じて確立してきたものであり、その基本的な理念や仕組みを理解しておくことは、各学校において創意工夫ある教育課程をつくりあげていくうえで参考になると思われる。また、諸外国との比較等においても、教科書に関する制度的な違いについては十分に留意する必要がある。

Ⅰ　教科書制度のあらまし

教科書とは教育指導における「主たる教材」である。法令では、「教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書」と定義される。

教科書には使用義務があり、すべての学校において用いられなければならない。言うまでもなく、全国的な教育水準と教育の機会均等の確保という理念に基づくものである。教科書にこのような使用義務を課する以上、国には教科書の内容と供給について保証する責任があり、そのために、検定、採択、供給の一連のシステムが制度化されている。

これらは以下のように、オリンピック同様、４年のサイクルで進行する。

①著作･編集（１年目）→②検定（２年目）→③採択･供給（３年目）→使用（４年目）

学習指導要領はおおむね 10 年ごとに改訂されるので、その間２回はこのサイクルが回り、これらを通じ教科書の内容の更新が図られることになる。

〇検定

民間の発行者から申請された図書は、教科書として適切であるかどうかを審査され、文部科学大臣が合否を決定する。この検定を経てはじめて学校で教科書として使用される資格が与えられる

国によって、国定、認定、自由使用などさまざまであるが、わが国では、教育内容の水準の確保と民間の発行者による創意工夫の発揮との調和を図る観点から、戦後一貫して検定制度がとられている。検定は学習指導要領と検定基準により行われる。教育課程の基準である学習指導要領に示す内容はすべて取り上げられていなければならないが、さらに発展的な内容も明示して盛り込むことができる。なお、平成３年以降、個々の検定のプロセスは、すべて公開されている。

〇採択・供給

検定教科書は教科ごとに複数ある（例えば、小学校「保健」５種、中学校「保健体育」４種）ので、このうちから学校で使用する教科書を決定しなければならない。この採択の権限は、公立学校の場合は各教育委員会にあり、教科書無償給与との関係から複数の自治体が採択地区（全国で 587 地区。一区あたり平均約３市町村）をつくって地区内で同一の教科書を選定する。　この採択の結果に基づき、供給会社や取扱書店を通じ教科書が各学校に届けられる。

Ⅱ　性教育と教科書

性教育について、諸外国では理科を中心とする国も多いが、わが国では、小学校「保健」、中学校「保健体育」を軸に、国語、理科、社会、道徳や特別活動など学校教育全体を通じ行われる。このうち、特別活動

以外は教科書がある。

新しい教科書として、平成４（1992）年から「小学校保健」が、平成30（2018）年から小・中学校に「道徳」の教科書が導入された。どちらも性教育に関わる近年の大きな動きである。平成29（2017）年告示の新学習指導要領（戦後９回目の改訂）に基づき検定された新しい教科書が、小学校が令和２（2020）年度、中学校が令和３（2021）年度から使用される。

新学習指導要領による教科書の変化として、以下の点が注目される。

○「主体的・対話的で深い学び」の反映

一時期アクティヴ・ラーニングとして話題になったものだが、最終的に「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善を通して、創意工夫ある教育活動を展開する中で「生きる力」を育むことを目指す、とされ、教科書にもその趣旨が取り入れられている。

たとえば、①「気づく・見つける」、②「調べる・解決する」、③「深める・伝える」、④「まとめる・生かす」のステップや関連資料を示し、そのような学習を促す工夫など。

○教科等横断的学習への配慮

教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の考え方に立ち、教育内容を学校全体として教科横断的な観点から組み立てていくことが示され、そのような配慮が教科書でもなされている。

たとえば、中学校「保健体育」の「生殖機能の充実」の「関連」として「理科３年：生命の連続性」が示されている。また、小学校「保健」の「思春期に現れる変化」の学習の際に、「次は、「よりよく生きるための生活」について学習します。成長のために気をつけていることを考えておきましょう。」と示されるなど。

○学校段階間の接続への配慮

中学校学習指導要領の総則で、「小学校教育までの学習の成果が中学校教育に円滑に接続され、義務教育段階の終わりまでに育成することを目指す資質・能力を生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること」が示され、教科書の記述にも反映している。

例えば、中学校「保健体育」の「生殖機能の充実」の学習にあたり、「ウォームアップ」として、小学校「保健」で学んだ思春期に起きる体の変化の学習内容をチェックさせるなど。

○現代的課題の取り扱い

新学習指導要領総則では、「現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図る」ものとされ、教科書でもそのような観点からの積極的な対応が見られる。

たとえば、LGBT など性的少数者に関する記述が、中学校「道徳」で取り上げられるなど。

Ⅲ　学校における性教育の展開

以上を踏まえ、学校における性教育を進めるにあたっては、以下のようなポイントがあげられる。

○　学校全体の取り組み体制の確立

教育課程の編成・実施の主体は「各学校」である。そもそも学習指導要領は教育課程の「基準」であるが、平成元（1989）年の改訂で「各」が入ったことにより、それぞれの学校が学校や地域の実態に基づき特色ある教育課程の編成をする趣旨が明確にされ、今回の新学習指導要領ではそれがさらに強調されている。

総則では、「体育・健康に関する指導」を学校の教育活動全体を通じて行うことが示されており、教科等横断的指導の代表的なものの一つである性教育については、学校としての全体計画を作成し、「見える化」することが重要である。その際には、児童生徒の発達段階を踏まえ、教職員の共通理解と地域、家庭の理解を得ることが必要であるが、一旦このような全体計画が共有できればそれが軸となって円滑な教育指導が進むことが期待される。

○多様な教材、教育資源の積極的活用

教科書は「主たる教材」である。したがって、教科書のほかに有効適切な教材をあわせて用いることはもとより可能である。性教育に関しては、本協会の刊行物をはじめよく工夫されたさまざまな教材や資料があり、それらの活用を図ることが考えられる。

新学習指導要領総則では、「学校や地域の実態に応じ、教育活動の実施に必要な人的または物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること」と示されており、性教育についてもエキスパートや経験のある人々の協力を求めることが考えられる。抱え込まず「開かれた学校教育」の視点に立てば新たな可能性がひらけてくることだろう。

「ありのままのわたしを生きる」ために その後

第７回　「語りを託されること」

土肥いつき
京都の公立高校教員。24 時間一人パレード状態のトランス女性。趣味の交流会運営で右往左往する日々を送っている。

大学院に入ったはいいものの、修士論文のテーマを考えなくてはなりません。はじめは「日本のトランスジェンダースタディーズをやる」などと、今にして思えば恥ずかしくなるようなことを考えていましたが、３年生になり、ほんとうにテーマを決めなくてはならなくなりました。自分にできること、自分がやらなきゃならないことを考えた時、「小さな仲間」たちのことしかないと思いました。「小さな仲間」たちが学校生活で直面する困難は、学校がつくりだしているという、誰もがわかっていることをテーマにしようと思いました。しかし、それを明らかにするためには、どうしてもインタビューしなければなりません。かつて自分が「搾取」と考えたことをやっていいんだろうか。でも、それ以外方法はありません。そこで、トランスジェンダー生徒交流会にサポーターとして参加してくれている 10 人の若者にインタビューを頼みました。すると、全員快く引き受けてくれました。みなさんの語りを聞きながら、その重さに気が引き締まる思いでした。と同時に、自認する性別での学校生活を実現した人の「すごさ」もわかりました。みなさんから託された語りは、必ず形にしなくちゃならないと思いました。

保育園から中学校にかけての語りの中には、先に書いた「問い」への手がかりがたくさんありました。さらに、高校入学後の語りはバラエティに富んでました。例えば、10 人の中には高校を退学した人もいました。やはり「退学するに至った本人の思い」に焦点化したくなるのですが、わたしはインタビューイーの語りから見える学校の中にある制度や教員のありように焦点をあてようと思いました。また、高校在学時代に自認する性別の制服の着用を認められた人もいました。ちなみに、インタビューを引き受けてくれた人たちが高校に在学していたのは 2010 年に文部科学省が事務連絡を出す前です。ついつい、教員の受けとめや学校体制に焦点化したくなるのですが、わたしは自認する性別の制服着用を実現するためにおこなったインタビューイーの実践についての語りに焦点をあてました。なぜなら、トランスジェンダー生徒は、学校から一方的に配慮を受ける存在ではないと考えたからです。これらをまとめて 2015 年に修士論文を出し、京都教育大学の修士課程を終えました。

そして、大阪府立大学の博士後期課程に入学しました。入学してすぐに修士論文をリメイクしたものを学会誌に投稿しました。掲載誌の抜き刷りをインタビューイーのみなさんに渡すと「そういうことだったのかー」、「なぜだったのかわかった」という反応をされました。もしかしたらみなさんの自分史の中にあった「謎」にひとつの答を出せたのかもしれないと思うと、少しホッとしました。

次の論文でどうしてもやりたかったのは、修士論文の時のインタビューで「特にカミングアウトしなかった」と言いながらも、高校時代に自認する性別へとまわりの扱いが変化していったと語った A さんのことでした。いったいどんなふうにすればそんなことが可能になるのかと思い、2017 年に追加インタビューをしました。当日 A さんは過去のことを思いだしたメモをつくってインタビューに答えてくれました。インタビューが終わった時、A さんは「わたしの学生時代を見事に成仏させてください」と言われました。A さんのこの言葉にこたえたい、そして A さんの実践をいろいろな人に知ってもらいたいと思い、A さんのライフストーリーを元に書いた論文を学会誌に投稿し、２年弱かけてリライトした末、掲載されました。

そしてこれらの論文をもとに、2021 年２月、博士後期課程６年目にようやく博士論文を提出しました。博士論文の公聴会では、たくさんのコメントをもらいました。その中には厳しいものもたくさんありました。修士論文の時に感じた達成感はまったくと言っていいほどありませんでした。きっとそれは、研究ははじまったばかりということを身にしみて感じたからなんだと思います。「小さな仲間」たちが過ごしやすい学校をつくるために、研究という形でどのように貢献できるのか、それが今のわたしの課題です。

思いこみのめがね

シゲせんせーのポジティブライフ

鈴木茂義　Suzuki Shigeyoshi

公立小学校非常勤講師。14年間の公立小学校正規教諭、主任教諭を経験。
専門は特別支援教育、教育相談、教育カウンセリングなど。

第36回「この世界と自分は変わったか」～最終回～

ある日のことです。小学校に到着して、朝の出勤簿に押印していました。近くにいた先生から「シゲ先生、これ」とある講演会のチラシを見せられました。それは私が話をする講演会のチラシでした。タイトルにはどどーんと「ゲイをカミングアウトした教員から」と書かれていました。慌てふためく私（笑）。その先生から「シゲ先生どうする？これ、先生全員に配ります？」、「申し込んで、一番前の席で話を聞いちゃおうかな」、「このチラシ、きっと都内全ての学校に配られていると思いますよ」と、いたずらっぽく言われました。カミングアウトしている私でも、こういった突発的な出来事にはあたふたしてしまいます。「このチラシが配られたら、他の先生方にどう思われるかな」と、すぐに人からの見られ方を気にしてしまいます。

コラムを書き始めて、3年。

この世界は変わったでしょうか。と同時に、私自身も変わったのだろうかと考えながらこの原稿を進めています。LGBTQを取り巻く環境は前進しているとはいえ、一歩進めばまた次の課題が出てきます。大きなうねりが出てくると、小さな声を聞くことができているかと自分を振り返ります。「カミングアウトしても、自分は大丈夫」、「自分の安心安全が保証されていると感じる」という状況に、まだまだなっていないと感じます。

また以前、地方に住むある先生（Aさん）からメッセージをいただきました。掲載の許可をいただきましたのでご紹介します。

【心の声に耳を傾けて　私は地方に住む教員です。結婚して子どももいます。忙しいながらも、仕事は順調です。しかし、職場にも家族にも親しい友人にも打ち明けられずにいることがあります。それは私がゲイであることです。思えば小さいころから周りの男の子とは「違う」子だったと思います。その後、関東の大学に進学しました。そこでこっちの世界が開花するかと思いきや、男性とお付き合いすることも全くありませんでした。いま思えば、自由な時間があるときにどうして活動しなかったのか、悔やむところです。地元に帰り、趣味で始めたサークル関係で今の妻と出会い、結婚しました。その後円満な、家庭生活を送る日々が続きました。もちろん妻や家族は大切で、大事な存在です。ですがどこかで、自分の欲求が満たされず悶々としてきたのも事実です。これまで、自分の中に押し込めていた本当の自分に正直になりたいと思うようになりました。それは決して、カミングアウトすることと同じ意味ではないと思っています。自分がゲイであるということは、墓場まで持っていくつもりです。教育に携わる者として、性的少数者に関する啓発活動は微力ながら進めたいと思っています。まずは大人が正しく理解すること、そして教室にも職員室にも、見えないけれどいるんだよということを伝えていきたいと思っています。】

A先生、メッセージをありがとうございました。安全とは、制度が整ったり社会のウェルカムな雰囲気が醸成されたりすることなのかなと思います。自分の周りにそういった安全な環境が整ったときにはじめて、「カミングアウトしても大丈夫かな」、「カミングアウトしなくても大丈夫かな」と安心が感じられるのかもしれません。

平成30年度から続けてきたこのコラムは、今回が最終回です。これまでいろいろな方に読んでいただき、本当にありがとうございました。「ポジティブライフ」というタイトルに恥ずかしさとくすぐったさを感じますが、実際は迷いながら戸惑いながら生き延びる毎日です。そんなバタバタした自分の姿が、誰かのお役に立てたなら嬉しく思います。そしてまた、バトンが渡されていくのだと思います。

偶然かもしれませんが、最近いろいろなところで「あなたがこの世で見たいと思う変化に、あなた自身がなりなさい」というフレーズが目に入ってきます。思いこみのめがねを一度外して、私はどんな世界を見たいのか、それを誰と一緒に味わいたいのか。そんなことを生活の中でときどき考えながら、これからも世の中や自分を見つめていこうと思います。

多様な性のゆくえ
One side／No side［47］

宮田 一雄
みやた　かずお
ジャーナリスト。公益財団法人エイズ予防財団理事、特定非営利活動法人エイズ＆ソサエティ研究会議事務局長。

就任初日の署名文書

最初の100日のそのまた半分を少し過ぎたばかりなので、米国のバイデン政権を評価するのは時期尚早かもしれないが、少なくとも初速のドライブ感覚は伝わってきた。ジョー・バイデン大統領は就任初日の1月20日、世界保健機関（WHO）脱退撤回、地球温暖化対策「パリ協定」復帰、メキシコ国境の壁建設中止など17本の行政文書（大統領令、覚書）に署名している。

米国の大統領が就任早々、これほど多くの行政文書に署名をしたのは初めてだという。1月21日のAFP通信日本語サイトにその17文書の一覧が載っているので紹介しておこう[注1]。

選挙戦でドナルド・トランプ前大統領からSleepy Joe（寝ぼけたジョー）などと揶揄されていた新大統領としては、「あれも、これも」とトランプ政権時代の政策を転換するのに大忙しで、寝ぼけている暇などなかったということだろう。

個人的には17本の中でもとくに『性自認・性的指向に基づく差別防止および差別との闘いに関する大統領令』(Executive Order on Preventing and Combating Discrimination on the Basis of Gender Identity or Sexual Orientation）に注目したい。ホワイトハウスの公式サイト[注2]からポリシーの部分を訳してみた（日本語仮訳は筆者）。

『誰であるか、誰を愛しているかに関わりなく、すべての人が尊敬と尊厳を持って扱われ、恐れることなく暮らせなければならない。子どもたちはトイレや更衣室の使用および学校スポーツに関し、アクセスの拒否を心配せずに学べなければならない。大人は、生活や服装が性別に関する固定観念に適合していないことを理由に解雇、降格、不当な扱いを受けないことを知ったうえで、生計の手段および職業を選択できなければならない。性自認や性的指向に関わりなくすべての人が法の下で平等に扱われなければならない』

政権の発足時点でセクシュアリティをめぐる基本的な考え方を示すことの意味は小さくない。実施体制についても大統領令は『可能な限り迅速かつ必要に応じて司法長官と協議し、既存のすべての命令、規制、ガイダンス、ポリシー、プログラム、その他の機関行動の確認を行う』と明記したうえで、各機関の長に対し最初の100日以内に行動計画を策定するよう求めている。また、このコラムでも何回か取り上げたトランプ政権の拡大版グローバル・ギャグ・ルール（メキシコシティ・ポリシー）については就任8日後の1月28日、『国内および国外で女性の健康を保護するための覚書』で『廃止する』と明記している。

トランプ政権は国連機関との折り合いが悪く、WHO撤退のほか、国連人口基金（UNFPA）に対する資金拠出も停止していた。その根拠となったのが、妊娠中絶の実施や中絶に関わる相談やサービスを行う団体には米国の援助資金を提供しないとするグローバル・ギャグ・ルールの拡大適用だったのだが、政権交代に伴いルールそのものが再び廃止されることになった。

新たな覚書が発表されるとUNFPAは即日、「この資金のおかげで、150以上の国や地域の少女と女性の性と生殖に関する健康・権利を再び改善することができるようになります」と歓迎声明を発表している。プレスリリースには停止前の2016年ベースの拠出額に基づき、次のような推計も紹介された。

1. 420万人に性と生殖に関する健康・権利に関するヘルスケアの提供
2. 140万件の望まない妊娠を回避
3. 64万件の性感染症の予防

逆に言えばトランプ政権下の4年間は、こうした苦境の中で、なんとか性と生殖に関する健康サービスを維持し、持ちこたえてきた時期でもある。

ひとたびパンデミックが発生すれば、一国だけで対応することはできない。新型コロナウイルス感染症COVID-19の流行で世界は嫌というほどそのことを認識した。同時に、緊急事態を招いてからでは遅いということも、保健分野に共通する2020年の苦い教訓として学んでおく必要があるだろう。

注1　https://www.afpbb.com/articles/-/3327559
注2　https://www.whitehouse.gov/

BOOK GUIDE
今月のブックガイド

社会・からだ・私について フェミニズムと考える本

井上彼方編
社会評論社
定価 900 円＋税

様々な視点からのフェミニズム

フェミニズムについて「からだ」という観点から考えてみたいとの試みで編まれたという本書。最初に説明されなければそうとは気づかないくらい、一編ごとの内容はバラバラである。セックスワーク、トランスジェンダー、アスリート、写真表現、ミソジニーやルッキズム、そして SF 小説……。しかし、この様々な視点から描かれた、あたかもバラエティパックのような趣こそが本書の魅力と言えるのかもしれない。

「どのような姿勢で社会問題について考えるべきか」と題された第１章には要友紀子氏による論考「尊厳があるかないかではなく、しんどさの意味の平等を」、鈴木みのり氏による「取るに足らないおしゃべりの中から」、下山田志帆氏のインタビュー「誰かを排除しないスポーツ界へ」の３編が収められている。

要氏の論考では、セックスワークをめぐって意見が分かれがちな３つの対立軸について、中身を説明した上でどうすれば対話と協働、連携に向かっていけるのかが述べられている。コンパクトな論考の中に中身の濃い議論がぎゅうぎゅうに詰め込まれていて読み応えのある一編だ。

トランスジェンダーである鈴木氏の寄稿文は、アメリカでの「Black Trans Lives Matter」の活動や #GirlsLikeUs というハッシュタグのキャンペーンを紹介しながら、それぞれの人が持つ差異を認識しながら、いかに緩やかに繋がっていけるかのヒントを考えるもの。近年、インターネット上でトランスジェンダーに関する議論が時に過剰に攻撃的に行われている様子は私も時々目にする。傷ついている若い当事者等に、この文章が届くといいな、と思う。

女子サッカー選手であり、LGBT 当事者として発信も行っている下山田氏のインタビューでは、「箱」が重要視される日本社会や日本スポーツ界で日々感じる違和感や理不尽が語られている。アスリートでない者にとっても頷ける話が多く、興味深い。

第２章「自分自身を振り返りながら、人との関係性を考える」には、写真家のインベカヲリ★氏のインタビュー「モデルとの関係性から考える『表現者としての被写体』」、編者の井上彼方氏と依田那美紀氏による「『ルッキズム』とどうやって生きてきたか ――なかったことにしないための往復書簡」、そして巻末にオーガニックゆうき氏の小説「龍とカナリア」が収められている。

インベ氏は、一般の女性から写真のモデルを募集し、その女性がどんな人生を送ってきたのか、普段何を考えているのかなどを聞いた上で撮影に臨んでいるという。写真はモデルにとっても自己表現であるという姿勢から、人間関係や表現について考えさせられる。インタビューページに４枚ほどインベ氏の作品が掲載されているが、もっと見てみたくなる。

井上氏と依田氏の往復書簡は、ルッキズムとミソジニーがテーマで、学生時代にあった出来事から考えたことなどが赤裸々に綴られている。若い女性たちのフェミニズムについてのおしゃべりを横で聴きながら、ふと自分自身の似たような体験について思い出すような、面白い読み心地だった。依田氏の「性的同意」という言葉に対する苦手意識、Slut Walk に参加して感じたことには、「正しさや必要性はよくわかっていながら、後ろめたさを感じちゃうことってあるよね…」という共感と共に「そんなことも軽やかに書いちゃうんだ！」という驚き、若きフェミニストの頼もしさを感じた。

小説「龍とカナリア」は、コミュニティの排除や包摂、ジェンダー、身体、匂いなどがテーマの SF 小説。最後に小説を置くという編集も斬新で面白い。

（日本性科学連合事務局長　今福貴子）

研究会、研修会等の情報を下記まで、郵送または、
メール（info_jase@faje.or.jp）でお寄せください。
〒112-0002　文京区小石川2-3-23春日尚学ビル B1
日本性教育協会「JASE ジャーナル」係

▶▶ 3 月 28 日（日曜日）10：00 ～ 12：00 オンライン開催 ◀◀

北東北性教育研修セミナー2021
東日本大震災から10 年
災害とジェンダー・セクシュアリティ

震災から 10 年。災害とジェンダー･セクシュアリティを考えるうえで､LGBTIQ の人たちが単なる「災害弱者」や「要配慮者」でなく、レジリエンスを持つ人たち、あるいは、防災や地域づくりの主体であることが 伝わると考えて、期待してセミナーを 開催します。

講師

杉浦郁子さん（和光大学）　前川直哉さん（福島大学）
「東北地方の性的マイノリティ団体活動調査」から見る LGBTQ コミュニティのこれまで / これから
山下　梓さん（岩手レインボーネットワーク、北東北性教育研修セミナー実行委員会）
被災直後からスタートした活動、10 年の歩みとこれからについて

方　法　オンライン（ZOOM を使用）※詳細は申込者に直接連絡

参加費・問合せ先等

主　催：北東北性教育研修セミナー実行委員会　　協　賛：日本性教育協会（JASE）
参加費・北東北（青森、秋田、岩手）在住の方　無料
　　・北東北以外に在住の方　1,000 円
申込み：https://peatix.com/event/1775980/view

▶▶ 4 月 3 日（土）～ 30 日（金）Web 開催（オンデマンド配信）◀◀

GID 学会第22 回研究大会・総会
性同一性障害 GID の方を地域と医療で支える

【大会概要】

延期になっていた GID 学会第 22 回研究大会・総会が下記要領にて開催される。予定していた会場での開催を行わず、企画演題を含め、すべての発表については web 上のオンデマンドでの配信（Live 配信なし）。エキスパート研修はオンラインにて実施。プログラムの詳細については、下記ホームページを参照。

【参加費等】

●参加費：医師・看護職・心理士・教師等資格取得者・研究者：10,000 円
一般（上記以外）：3,000 円
入会金（年会費）：2,000 円
●参加登録締め切り：3 月 19 日 (金)
●大会ホームページ　https://k-con.co.jp/gid22/outline.html

問合せ先等

運営事務局（問い合わせ先）／株式会社ケイ・コンベンション内（〒 160-0022 東京都新宿区新宿 1-27-2 山本ビル 2 階）
TEL 03-5367-2382　FAX 03-5367-2187　E メール：gid22@k-con.co.jp

主催　SEE性教育アカデミー
協賛　日本性教育協会（JASE）

1ヶ月間見放題　3000円
全編（80分）日本語字幕つき

サンプル動画
無料配信中

SEE
ホームページ

SEE性教育アカデミー2021 Webinar
Attitudes Toward Sexuality Education and Values in Sexuality Education

世界の〈学校〉性教育

それぞれの国における現状と課題・乗り越え方

性教育を特集した報道・記事が急増しています。「おうち性教育」という言葉とともに聞こえてくるのは、「日本は性教育後進国」「肝心なところはAV任せ」「学校教育には期待できない」といった批判の声。では、諸外国の現状はどうなっているのでしょうか？

インタビュー形式で録画編集した動画６本と特別編1本で構成されています（80分）。ゲストは、ユネスコ編『国際性教育テクニカルガイダンス』の策定メンバーや、「セクシュアル・プレジャー」概念を定義したGABの諮問委員、性に関わる専門職認定の必須要件とされるSAR（性に対する価値や態度の自己再評価）研修の指導者など、性教育の経験豊かな6名。各国の現状と課題に加えて、性教育の価値、性教育に対する態度、実践家の研修プログラムなどの話題、さらには〈性の健康〉と〈性の権利〉をつなぐ…重要なのに、忘れ去られてきた…リンク〈セクシュアル・プレジャー〉についての解説もあります。日本語字幕つきで、1か月見放題。

★ゲスト・スピーカー

Dr. Charlotta Löfgren-Mårtenson（スウェーデン／マルメ大学教授／社会福祉・性科学）
「最近、大きく変化した学校性教育のありようとその理由」
Dr. Tommi Paalanen（フィンランド／セクスポ財団代表／哲学・性科学）
「研修は(800時間以上の性教育実習を含め)１年間」
Dr. Sara Nasserzadeh（米国／AASECT認定セックス・セラピスト／社会心理学）
「専門職の認定にはSARの受講が必須条件」
Dr. Jacqui Hendriks（オーストラリア／カーティン大学講師／性科学）
「性科学で修士号・博士号が取得できる大学における教育」
Dr. Wenli Liu（刘文利）（中国／北京師範大学教授／性教育）
「中国における包括的セクシュアリティ教育の推進」
Antón Castellanos Usigli（国際的組織GAB諮問委員／公衆衛生学）
「セクシュアル・プレジャーは性の健康と権利をつなぐリンク」

★動画（Webinar）の視聴方法

1. ①お名前、②ご所属、③連絡先を事務局（kansaishy@gmail.com）まで
2. 事務局から連絡の口座に視聴料3000円を振込（Paypalもご利用可）
（複数で視聴される場合は、人数分の振込みが必要）
3. 入金確認後、動画視聴用のURLを通知

１ヶ月間、繰り返し視聴できる。

SEE性教育アカデミー2020
〈教育・支援〉を再考するワークショップ

性教育をめぐる哲学的対話

講義＆講師陣によるダイアローグ　アーカイブ動画配信
（申し込みから１ヶ月間、繰り返し視聴可）

講義１　「正しい知識・正しい理解」をめぐる哲学的問い（60分）
講義２　セクシュアル・プレジャーと性の権利（50分）
講義３　グッドライフにつながる関係性・性的同意ーポジティブ・アプローチからー（60分）
講義４　教育・支援の現場で起こること（85分）
みんなでダイアローグ（22分）

有料 6,000円

［講師］藤岡淳子（大阪大学）、東優子（大阪府立大学）、野坂祐子（大阪大学）、吉田博美（駒澤大学）

◆アーカイブ動画の視聴方法

1. 視聴は有料（6,000円）です。
2. ①お名前、②ご所属、③連絡先（メールアドレス）を事務局・吉田（kansaishy@gmail.com）までお送りください。
3. 銀行口座情報をお送りします。入金が確認できしだい、配布資料と動画視聴用のURLをお送りします。

すぐ授業に使える

性教育実践資料集

中学校改訂版

〈主な内容〉

第１章　中学校における性教育（性教育を実践するにあたって／性教育の目的と意義）

第２章　性教育の実践（性教育の現状と実践の課題／学習指導要領における性教育の取り扱い／性教育の指導体制／指導計画の作成／性教育実施上の留意点／家庭・地域との連携／中学校の性教育の今後に向けて）

第３章　指導事例（各学年における指導計画と指導の流れ／８つの１年生の指導事例／６つの２年生の指導事例／６つの３年生の指導事例／７つの個別指導事例／５つの組織の指導事例）

第４章　参考資料（性行動経験率／性的なことへの関心割合／自慰経験率／性的関心の経験割合の推移／性へのイメージ／性感染症報告数の推移／梅毒患者報告数の推移／HIV・エイズ感染者の動向／人工妊娠中絶実施率及び推移／用語解説）

本体 2,000 円＋税　B5 判・224 ページ

「若者の性」白書

第8回　青少年の性行動全国調査報告

〈主な内容〉

序　章　第８回「青少年の性行動全国調査」の概要

第１章　変化する性行動の発達プロセスと青少年層の分極化

第２章　青少年の性規範・性意識からみる分極化現象

第３章　家庭環境や親子のかかわりの違いは青少年の性行動に影響を与えるか

第４章　知識・態度・行動の観点からみた性教育の現状と今後の課題

第５章　青少年の性行動と所属集団の性行動規範

第６章　青少年の避妊行動の実態と包括的性教育の可能性

第７章　性的被害と親密性からの／への逃避

第８章　青少年の性についての悩み
～自由記述欄への回答からみえるもの～

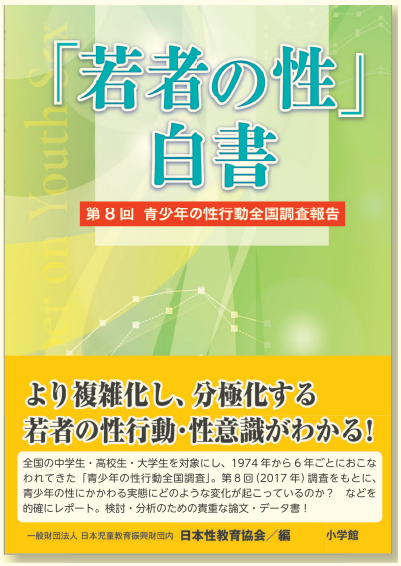

本体 2,200 円＋税　Ａ５判・256 ページ

編／一般財団法人日本児童教育振興財団内 日本性教育協会　　発行／小学館

全国の書店にて、ご購入いただけます！